

平成30年度 第1回理事会の開催

平成30年度 第1回理事会が、平成30年5月30日、日本獣医師会会議室において開催された。会議では、議決事項として、「第1号議案 平成29年度事業報告及び決算に関する件」、「第2号議案 第75回通常総会に関する件」、「第3号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件」、「第4号議案 諸規程の一部改正に関する件」について諮られ、承認された。次に説明・報告事項として、「1 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件」、「2 日本獣医師会創立70周年記念事業功労者表彰要領等に関する件」、「3 特別委員会の開催に関する件」、「4 部会委員会の開催に関する件」、「5 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応に関する件」、「6 平成29年度獣医学術学会年次大会（大分）決算に関する件」、「7 事務局嘱託職員の採用に関する件」、「8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）」について説明、報告がなされた後、さらに連絡事項として、「1 当面の主要会議等の開催計画に関する件」、「2 日本獣医師連盟の活動報告に関する件」が説明された。議事概要は下記のとおりである。

平成30年度 第1回理事会の議事概要

- I 日時：平成30年5月30日(水) 14:00～17:30
- II 場所：日本獣医師会会議室
- III 出席者：
- 【会長】 藏内勇夫
- 【副会長】 砂原和文、村中志朗、酒井健夫（学術・教育・研究兼獣医学術学会担当職域理事）
- 【専務理事】 境 政人
- 【地区理事】 高橋 徹（北海道地区）
渡邊 健（東北地区）
鳥海 弘（関東地区）
天野芳二（東京地区）
松澤重治（中部地区）
玉井公宏（近畿地区）
春名章宏（中国地区）
塩本泰久（四国地区）
草場治雄（九州地区）
- 【職域理事】 西川治彦（産業動物臨床）
横尾 彰（家畜共済）
川嶋和晴（家畜防疫・衛生）
加地祥文（公衆衛生）
木村芳之（動物福祉・愛護）
栗本まさ子（特任）
- 【監事】 浦山良雄、柴山隆史、鈴木一郎
- 【オブザーバー】 北村直人（日本獣医師連盟委員長）

IV 議事：

【議決事項】

- 第1号議案 平成29年度事業報告及び決算に関する件
- 第2号議案 第75回通常総会に関する件
- 第3号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件

第4号議案 諸規程の一部改正等に関する件

【説明・報告事項】

- 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件
- 日本獣医師会創立70周年記念事業功労者表彰要領等に関する件
- 特別委員会の開催に関する件
- 部会委員会の開催に関する件
- 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応に関する件
- 平成29年度獣医学術学会年次大会（大分）決算に関する件
- 事務局嘱託職員の採用に関する件
- 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）
- その他

【その他の報告・連絡事項】

- 当面の主要会議等の開催計画に関する件
- 日本獣医師連盟の活動報告に関する件

V 会議概要：

【会長挨拶】

- 冒頭、藏内会長から大要次の挨拶がなされた。

理事、監事各位におかれては、ご多忙のところ、ご出席いただき心より感謝申し上げます。昨年の第74回通常総会の開催時には、獣医学部新設に対する対応の真最中であったが、本課題は役職員が共通認識のもと一体となって禍根のないよう取り組みいただいた。この場を借りて改めてお礼申し上げます。

本会では、“One Health”や獣医学術の国際交流の推進、動物飼育環境の整備、さらにマイクロチップの装着の義務化、動物看護職をはじめとするチーム獣医療提供体制の整備、獣医学術の国際水準化等の課題に取り組ん

できたところである。

特にマイクロチップについては、今国会の会期中に一部改正される「動物の愛護及び管理に関する法律」の中で装着のあり方等について審議される予定だが、自由民主党どうぶつ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチーム等関係者の間でその方向性についての合意が形成されつつあり、また動物看護職の国家資格化についても、同法とあわせて審議されると仄聞している。本件については、同連盟、関係省庁、団体等の間を東奔西走され、大変尽力いただいている北村委員長から後ほど報告をいただく予定である。

また、昨日より2日間にわたり監事から決算監査を受け、本会の業務、財務は適正に執行されている旨評価をいただいたところだが、別途指摘いただいた課題についても遺漏なきよう対応したい。

今日は、第75回通常総会に上程する平成29年度の事業報告及び決算、30年度の事業計画、予算等について審議いただく重要な理事会であり、各地域、職域における課題を踏まえ、忌憚のないご意見をお寄せいただきたい。

2 定款第40条の規定に基づき、藏内会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

第1号議案 平成29年度事業報告及び決算に関する件

境専務理事から、平成29年度事業報告及び決算について説明がなされた後、柴山監事から、業務及び会計監査を実施した結果、すべて適正に処理されている旨監査結果が報告された。なお、監査講評として、次のような指摘がなされた。①平成29年度事業計画に基づく国際活動の積極的な推進の中で、世界獣医師会(WVA)の運営については慎重な財源の検討が必要となる。②緊急災害時の動物救護事業は全国各地に拠点を整備すると、継続的な人件費支出のための財源確保が課題となる。③AIPO事業収入については、登録者への付加価値提供などの検討が始まっているが、これらをはじめ強い誘引要素がなければ、伸び率を維持することは困難と思われる。④全体的に予算状況は厳しく、実質的に支出超過となっており、更なる事業の効率化が必要である。⑤前回の監査意見を踏まえ、業務量の増加と適正な勤務環境の維持改善のため、予算と人件費を考慮した上で再任用及び派遣社員の正規雇用を実施されたが、本会職員の年齢構成を考慮すると、長期的な採用計画に基づく対応が必要である。⑥本年度の会計処理において、従来収益事業収入の50%を公益事業に支出するという方針を全額に変更をされた。これにより事務処理は増加したが、法人税等の大幅な節減が図られ支出抑制に大きく貢献さ

れた。執行部と事務局の研究努力に感謝を申し上げる。

以上の説明がなされた後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第2号議案 第75回通常総会に関する件

境専務理事から、本会定款第37条第1項第1号に基づく総会の日時、場所、目的である事項(付議する議案)及び同22条に基づく書面による議決権の行使について承認が求められ、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第3号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件

境専務理事から、本総会において、平成29年度獣医学術学会年次大会の開催を受託し、多大なる尽力により、開催地区の特徴を發揮され盛會に導かれた大分県獣医師会に感謝状を授与したい。なお、従来、会員加入の推進等を通じて獣医師会組織の強化に当たった地方獣医師会に対する会長感謝状を授与してきたが、全体的に会員が減少している中、該当する地方獣医師会はない旨が説明され、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第4号議案 職域別部会運営規程の一部改正に関する件

(1) 境専務理事から、①平成29年10月1日から施行された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を踏まえ、本会の「日本獣医師会職員就業規則」を最新の関係法令等に則った内容に見直すこととし、就業規則の一部を改正すること、②同就業規則内に規定されていた「育児休業」及び「介護休業」については、上記新法の施行に伴い、詳細な規定が必要となったため、それぞれ独立した規程として新たに制定することについて理事会の承認が求められた。

(2) 質疑応答として、①介護休業規程における対象家族の同居の有無について、②介護休業規程で規定される「93日」という日数の根拠について質疑があった。

これに対して、境専務理事から、①については、同居の有無を問わないこと、②については、新法の記載をもとに規定したことが説明され、本議案は原案どおり異議なく承認された。

【説明・報告事項】

1 2018動物感謝デー in JAPAN “World Veterinary Day”の開催に関する件

境専務理事から、今回の動物感謝デーは、平成30年12月1日(土)10:00~17:00、二子玉川ライズ及びイッソコムホールにて、関係省庁、地元自治体、関係団体の後援により開催する。おもな内容として協賛・後援企業・団体・獣医学系大学等によるステージ企画及びブー

ス展示・物品頒布等を企画し、約30,000名の来場者を見込んでいる。なお、関係企業等への協賛依頼の他、前年同様、地方獣医師会による1口5万円の協力をお願いしたい旨説明がなされ、了承された。

2 日本獣医師会創立70周年記念事業功労者表彰要領等に関する件

(1) 境専務理事から、「日本獣医師会創立70周年記念功労者表彰要領」に基づき、永年にわたり獣医学術の振興・普及、獣医事の向上、動物愛護・福祉の増進、獣医師会の発展等に功労のあった者を70周年記念式典で表彰することとし、表彰対象者、表彰者数及び表彰区分、表彰者の推薦方法、選考委員会の設置等について説明された。

(2) 質疑応答として、①学校動物飼育活動に携わってきた獣医師に対する文部科学省からの表彰も考慮願いたい。②大臣感謝状について地方獣医師会の表彰候補者推薦数が15人以上となった際の調整方法について意見、質疑が出された。

これに対して、境専務理事から、②については、地方獣医師会において候補者に順位付けをしていただき、最終的に選考委員会において決定したい旨説明され、了承された。

3 特別委員会の開催に関する件

(1) 境専務理事から、動物飼育環境整備推進特別委員会のうち、災害時動物救援対策検討委員会については、第2回委員会を3月27日に開催した。まず①環境省担当官から「ペットの救護対策ガイドライン」については熊本地震を踏まえ、「人とペットの災害対策ガイドライン」と改訂し、平時の活動の重要性、同行避難の定義等についても言及した旨説明された。次に②平時及び発災時における地方獣医師会の動物救護活動について協議し、平時の対応として行政との協定の締結、環境省ガイドラインに基づくマニュアル策定、VMAT講習会の開催等、また発災時の対応として獣医師会での情報の受信・送信の一元化のほか、山梨県獣医師会が考案した段ボールクレートの導入等について意見交換がなされた。続いて、③各ブロックでの活動に関して、平常時の対応としてブロック内での相互協定等について、日本獣医師会の活動に関して、平時の対応として本委員会におけるマニュアルの作成、危機管理室の設置による指定公共機関への認定等について議論された。さらに④「災害時動物救護の地域活動ガイドライン(案)」の周知等について意見交換がなされた後、「災害時における動物管理の支援システムの実装」の実施に伴う災害動物医療研究会からの要望について、VMAT認定と派遣に関する対応として、日

本獣医師会会長名での認定証の発行、看護職・トリマー及び非会員の参画、旧講習会受講者への対応、本事業を新規公益目的事業とする際の公益認定手続き等について議論された。なお、本取組みは平成30年度の事業計画を踏まえ、今後、VMAT講習会の開催、講習会、受講者の認定等は研究会と連携し推進したい旨説明がなされた。

(2) 村中副会長から、環境省で改訂したガイドラインは、行政向けの内容であり、行政では本ガイドラインに基づき地域防災計画の見直しが行われる。なお、本ガイドラインには「獣医師会」という文言が頻繁に記載され、行政との連携協定の締結等、連携活動の推進が求められており、地区理事におかれては地元獣医師会への周知を依頼したい。本委員会での検討を踏まえ、日本獣医師会、地方獣医師会における役割、迅速かつ効率的な対応システムの在り方等について提案したい旨補足説明がなされた後、了承された。

4 部会委員会の開催に関する件

境専務理事から、各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部会長である職域理事等から次のとおり説明がなされ、本件は了承された。

(1) 酒井副会長から次のとおり説明がなされた。

獣医学術部会の個別委員会である獣医師国際交流推進検討委員会については、3月22日に第2回委員会を開催した。協議事項である本会における国際交流の在り方と推進として、①東アジア3カ国の獣医師会での獣医学術交流の推進に関する覚書の調印に基づく3カ国によるサミットは平成30年度獣医学術学会年次大会(神奈川)で開催予定である。②第30回世界牛病学会(2018年)の開催については、5月20日現在で931名の参加者登録があり、団体登録を含めると国内からは45%の約600名、海外からは55%の約700名が参加する予定である。開催地の北海道獣医師会の尽力に感謝申し上げる。③アジア地域臨床獣医師等総合研修事業については、平成29年度は12名の第1期研修が終了し、3月22日に修了式が行われ、各人帰国された。この12名のうち3名が1年の研修期間中に提出した研究論文が学術誌に採択され、そのうち2名は学会発表も行う等、本事業の中で自己研鑽に努められた。本年度は、11名が研修を開始しており、引き続き本事業の推進を図りたい。④英語版ホームページの設置については、日本語版とは別に海外の方が検索できるような内容とし、9月を目途に完成を目指し、その後試行を行い11月に完成する予定で作業している。

同部会における獣医師生涯研修事業運営委員会については、3月8日に第11回委員会を開催した。検討

事項として、①大学におけるコア・カリキュラムの策定を踏まえた研修カリキュラムの見直し、②在宅研修用教材の策定に係る日本獣医師会雑誌掲載「生涯研修事業のQ&A」の冊子化、③小動物臨床部会との連携による獣医療広告の規制緩和を踏まえた本事業の認定証、修了証取得の一般への公表について議論した。

(2) 境専務理事から次のとおり説明がなされた。

職域総合部会における野生動物対策検討委員会については、4月10日に第15回委員会を開催した。まず、前期委員会報告に関連する情報交換として、各自治体、大学での活用状況の紹介、環境大臣が定めた「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」を踏まえた位置づけの確認について意見交換がなされた。その他、報告書の趣旨説明を目的としたシンポジウムの開催の在り方、さらにリーフレットの作成等についても議論した。

5 動物愛護法改正によるマイクロチップ装着義務化等への対応に関する件

- (1) 境専務理事から、5月8日、北村委員長及びマイクロチップ普及推進検討委員会委員長の鳥海理事が、自由民主党どうぶつ愛護議員連盟マイクロチップ・プロジェクトチームの山本座長並びに鬼木事務局長あて、同プロジェクトチームが作成した「マイクロチップ装着・情報登録制度の骨子について(案)」に対する本会対応の考え方にに基づき要請した。当日は、環境省の担当官等も同席し、記載項目ごとに意見交換がなされ、本会の考え方として、①マイクロチップ装着範囲について将来はすべての犬猫を対象とすること、②登録情報のうち所有者情報にメールアドレスを追加すること、③情報登録機関は公的性格を有する団体への指定とし、登録情報は一元的な検索が可能なシステムとすること、④登録手続きのワンストップサービスとしてマイクロチップ情報の登録と狂犬病予防法の犬の登録を一度の申請で完了する仕組みを導入すること、⑤鑑札装着の代替措置として、マイクロチップ装着を許可すること等について強く要請された。
- (2) 北村委員長から、公明党は自民党の骨子案に賛同するというものであり、野党もマイクロチップの義務化については本案を了承すると思われる旨補足説明がなされた。
- (3) 質疑応答として、①マイクロチップは猫についても義務化し、登録手続きのワンストップサービスの導入が決定した際は、日本獣医師会でマニュアルを作成し構成獣医師にメール等で周知願いたい。②現在、実際に動物病院でマイクロチップの装着が行われるのは海外への輸送、ショーへ出品する犬に限られる。本来、多くはブリーダーと大型ペットショップの子犬が対象

となるが、経費の面からも動物病院へ装着を依頼することはない。なお、全頭義務化された際は、診療した犬が未装着の際、登録を促すような業務が増加するので、事前に診療獣医師が事業の趣旨を理解するよう周知願いたい。③登録手続きのワンストップサービスについては、地方獣医師会で予防接種、登録、鑑札・済票交付の業務を一括受託する際のメリット、デメリット等を十分考慮いただきたい。④マイクロチップの情報は、犬の情報なのか、飼い主の個人情報なのか。⑤マイクロチップを装着した際、飼い主から別団体への登録を依頼される事例がある。⑥日本獣医師会が本事業の方向性を速やかに提示しないと、地方獣医師会で十分対応できない可能性がある。⑦狂犬病の登録と一本化するには狂犬病予防法の改正が大前提であり、災害時の個体識別を一義的な目的としない限り、マイクロチップの義務化は進まない旨意見等が出された。

これに対して、①については、境専務理事から構成獣医師に認識が共有されるようマニュアル等の作成に努めたい。②については、北村委員長から、われわれはすべての犬猫を対象とするよう要請しており、本改正では、まずペットショップ、ブリーダーから義務化を始めるという経過措置である。一般の飼い主に装着義務はないが、努力義務という形で動物病院での啓発、装着をお願いしたい。③については、境専務理事から、マイクロチップはすべて獣医師が獣医療行為として装着することになり、本会が動物の愛護及び管理に関する法律、狂犬病予防法、その他の付加価値の情報をセットで一元的に管理することに意義がある。全国の会員構成獣医師が動物病院でマイクロチップの装着、登録業務を代行し、データを地方獣医師会で取りまとめ、さらに本会で集約管理することにより、飼い主の利便性が高まり、各市町村の事務も軽減されるという社会貢献に繋がる。鳥海理事から、基本的にマイクロチップ事業は収益事業ではなく、公益事業との位置づけである。登録料等についても地方獣医師会の事務、手続等にかかる人件費、動物愛護等の普及啓発に還元すべきものであるが、地方獣医師会が十分取り組む価値がある事業と考える。④については、境専務理事から、これは個人の財産に関する情報であり、国が管理するのと同様のセキュリティーを確保する必要がある。補足して、柴山監事から、登録情報は、たとえば犬の情報が利用され、飼い主の住所等が特定されることないように、個人情報として細心の注意をもって取り扱う必要がある。⑤については、境専務理事から、今後、法制化され、データ管理が一本化されれば解消される。畜犬団体から装着は一般の者にも認めるべきとの要望があったが、生後2カ月後の疾病に感染しやすい子犬を考慮すると専門知識を持った獣医師以外の

装着を認めるべきでないと強く申し入れている旨がそれぞれ回答された。

最後に藏内会長から、個体識別のためのマイクロチップの取組みは、日本を代表する動物愛護団体である動物愛護4団体がAIPOを組織し、その中で全国に会員組織を有する日本動物保護管理協会が事務局となった経緯がある。その後、日本動物保護管理協会と本会の合併に伴い本会が事務局を引き継いだが、本事業は、あくまで個体識別のために推進する動物愛護のための事業であることを再認識いただきたい旨説明され、了承された。

6 平成29年度 獣医学術学会年次大会（大分）決算に関する件

境専務理事から、平成29年度 獣医学術学会年次大会（大分）においては、本会が企画したシンポジウムの経費等については本会が負担した。平成30年度以降は、本会が直接開催を担当する方式も含め、今後の年次大会の在り方について検討している旨説明され、了承された。

7 事務局嘱託職員の採用に関する件

境専務理事から、本会の国際化対応等事務の増大に鑑み、嘱託職員1名を採用し、国際交流及び人と動物の共通感染症に関する事務処理もあわせて強化することとした旨説明され、了承された。

8 職務執行状況に関する件（業務運営概況等を含む）

境専務理事から、平成30年3月11日以降5月10日までの業務概況等について説明がなされ、本件は了承された。

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

境専務理事から、当面の関係会議等の開催日程について説明がなされた。

2 日本獣医師連盟の活動報告

北村連盟委員長から、動物看護師の公的資格化について、自由民主党どうぶつ愛護議員連盟の他、公明党にもプロジェクトチームが設置された。日本獣医師会は昭和62年から本課題に取り組んできており、その過程で一般社団法人の動物看護職協会、動物看護職統一認定機構が設立された。同機構で認定された看護職も2万人を超えた現在、その雇用の安定等を要請する看護職協会を支援するのが日本獣医師会の役割と考える。改正される動物の愛護及び管理に関する法律は議員立法であるため、議員の発議が不可欠であり、看護職協会が要請活動により議員の発議に繋がるよう、適宜支援したい旨説明がなされた。